入院申込時の連帯保証人以外の選択肢の設定

１　行政相談の内容

- 入院して手術を受けることとなり手続したところ、病院から、入院費の支払を担保するため、家族以外で生計を別にする者を連帯保証人にするよう求められた。
- 支払の資力はあるのに、連帯保証人を誰にも頼めず、大変困っている。
- 連帯保証人が見付からない場合には他の担保の方法も認めるなど、柔軟に対応してほしい。

２　当局の調査結果

入院費の支払を担保するための、連帯保証人の設定その他の方法について、東北6県の国公私立37病院を調査。

【37病院の内訳】

① 国立病院等　２７病院（当局の行政相談のあっせん対象）

- 国立病院機構（１５）
- 労働者健康安全機構（４）
- 地域医療機能推進機構（４）
- 国立大学法人（４）

② その他公・私立病院　１０病院

病院の機能や都市規模を踏まえて選定。

2−(1) 連帯保証人の設定状況

① ３７病院全てが保証人*の提示を求めている。

＊ うち３６病院は連帯保証人。

② うち１９病院は、提示が困難な患者には連帯保証人を求めないことがあるとしている。

③ ３７病院いずれも、入院申込書への署名押印を求めるのみで、住民票の提出などによる本人確認まではしていない。

＜保証人を求める理由＞

イ）入院費用が高額になるほど未収金が発生しやすく、病院は自力で強制執行できないため、自助努力の手段として必要。

ロ）入院患者には死亡のリスクもある。資力があっても身寄りのない患者が死亡した場合に備えて必要。

2−(2) 連帯保証人への入院費用の請求実績（平成28年度）

① ３７病院のうち１５病院で、連帯保証人に請求したことがある。

② １５病院のうち請求件数を把握している１１病院における請求件数は年間１件～９９件で、請求全体に対する割合は１%未満。

③ １１病院のうち１０病院が、連帯保証人から回収できなかったことがあると回答。

＜連帯保証人から回収できなかった主な理由＞

ⅰ）「連帯保証人となることに同意していない」と主張された

ⅱ）連絡が取れない

ⅲ）支払能力がない

連帯保証人から必ず回収できるとはいえない

２－(3) 連帯保証人に代わる担保①

３７病院は保証人以外の担保方法を採用していない*が、調査対象以外の病院で、保証人の提示が困難な患者のために以下のとおり対応。

＊ 国立病院機構は、連帯保証人の提示が困難な場合、入院保証金の徴収を検討するなど柔軟に対応するとしている。

① クレジットカード番号の登録（国立大学法人佐賀大学附属病院）

支払方法としてクレジットカード払いを選択し、病院にカード番号を登録すれば、連帯保証人は求めない。（外来含め支払全体の２割程度が利用）

＜患者にとってのメリット＞

連帯保証人を探したり、事前に多額の現金を準備する手間が省ける。

＜病院にとってのメリット＞

患者本人ではなくカード会社に直接請求できることから、少額の手数料で未収金発生のリスクが回避できる。

２－(3) 連帯保証人に代わる担保②

② 保証会社との提携（公立岩瀬病院（福島県須賀川市））

病院と業務提携した民間の保証会社が、連帯保証人を提示できない患者のために、所定の保証料で一定額までの債務を保証。

＜特徴＞

イ）病院と提携しているため、個別の保証に当たっては、患者についての審査が不要。

ロ）提携に先立ち、保証会社が未収金を不当な手段で取り立てる反社会的組織ではないことを、十分に確認。

ハ）本年６月に始めたばかり。今後、利用者を増やして保証料を安くし、より利用しやすくすることが課題。

３　行政苦情救済推進会議の意見

- 高齢化が進み、地縁・血縁の希薄化が懸念される社会にあって、身寄りや交友関係が限られた入院患者に連帯保証人を求めることは、大きな負担を強いることになる。

- 病院側にとっても、入院手続の際、連帯保証人の本人確認や資力の審査ができるわけでもなく、連帯保証人から必ず入院費用が回収できるとはいえない。

- クレジットカードや保証会社の活用は、手数料や保証料の額など運用次第では、患者側、病院側の双方の利益にかなうと考えられる。

＜本相談事案を受けた対応＞

入院費の支払を担保する方法として、クレジットカード番号の登録や保証会社の活用など、連帯保証人以外の選択肢も検討するようあっせんすることが適当である。